

## 6-03. 著作権帰属の整理

対応モデル: ChatGPT (GPT-5) / Claude (Sonnet 4.5) / Gemini (2.5 Flash)

カテゴリ: 知的財産権

難易度: ★★★☆☆ (中級)

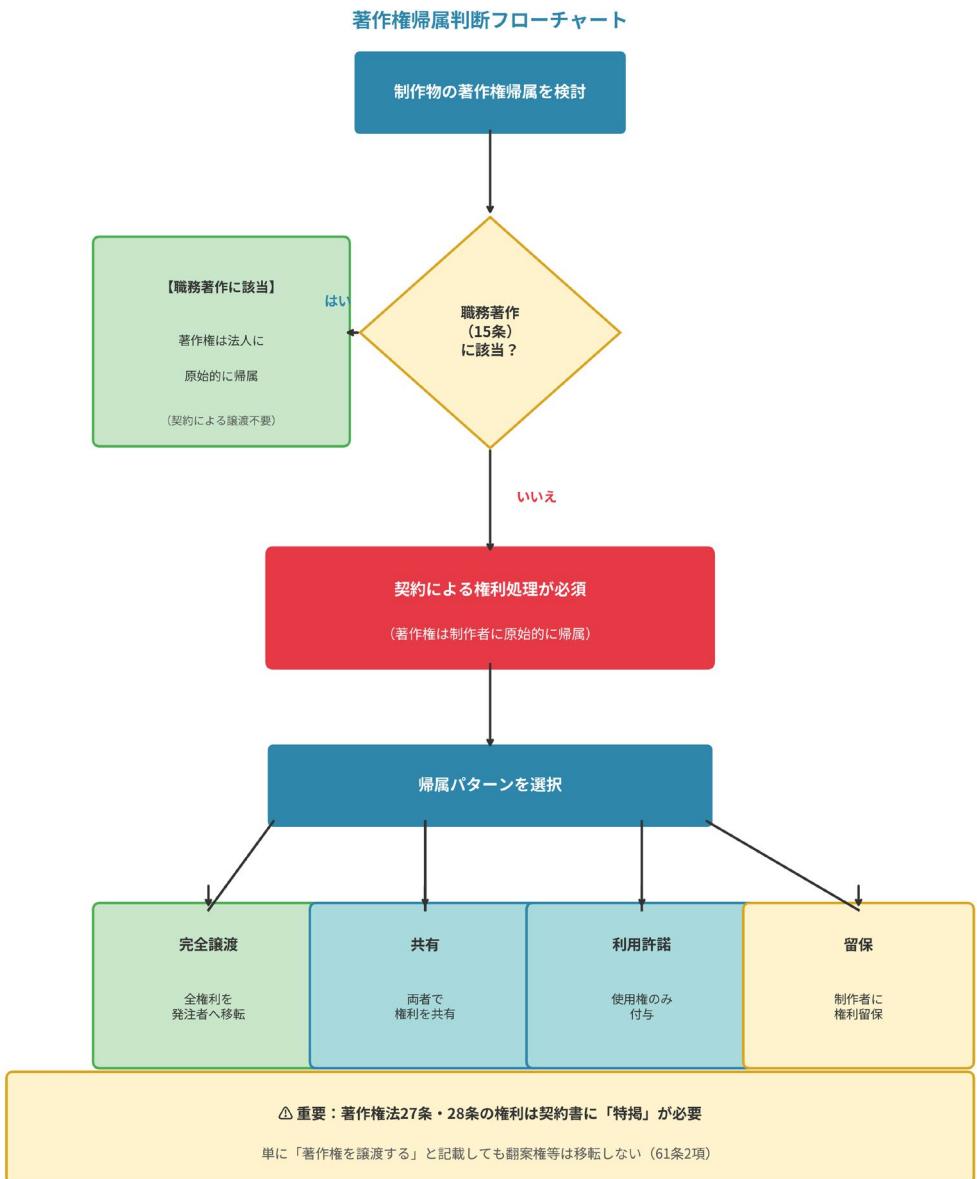
推定時間短縮: 120 分 → 30 分 (75% 削減)

### ① 1. 目的

制作物・開発成果物の著作権帰属を明確化し、後の紛争を予防する

このプロンプトは、ソフトウェア開発、デザイン制作、コンテンツ作成などにおける著作権の帰属関係を整理し、契約書に明記すべき条項を提案します。特に、著作権法 27 条（翻案権）・28 条（二次的著作物の利用権）の明示、職務著作の該当性判断、既存著作物の利用許諾など、実務上見落とされやすい論点を網羅的に検討します。

図 1: 著作権帰属判断フローチャート



## 2. プロンプト本体（コピペ用）

あなたは日本の著作権法に精通した知的財産権の専門家です。以下の情報から、制作物・開発成果物の著作権帰属を整理し、契約書に明記すべき条項を提案してください。

### 【入力情報】

契約類型：[業務委託契約/共同開発契約/ライセンス契約/その他]

当事者の立場：[自社が発注者/自社が受託者/対等な共同開発]

制作物の種類：[ソフトウェア/デザイン/文章/音楽/映像/データベース/その他]

制作者の属性：[従業員/業務委託先個人/外部法人/共同制作]

既存著作物の利用：[あり（内容：）/なし]

特殊な要件：[二次利用の可否/改変の範囲/人格権不行使特約の要否]

### 【分析・出力指示】

以下の観点から著作権帰属を分析し、契約条項案を作成してください：

1. 職務著作の該当性判断（著作権法 15 条）
  - 法人等の発意、業務従事者の作成、職務上作成、法人名義での公表
2. 著作権の帰属パターン分析
  - 完全譲渡、共有、利用許諾、留保のメリット・デメリット
3. 著作権法 27 条・28 条の権利の明示
  - 翻案権、二次的著作物の利用権の扱い（著作権法 61 条 2 項）
4. 著作者人格権の処理
  - 同一性保持権、氏名表示権、公表権の不行使特約
5. 既存著作物・素材の権利処理
  - オープンソース、フリー素材、第三者著作物の利用条件確認

### 【出力形式】

1. 職務著作の該当性判断

[4 要件の充足性を個別に検討]

2. 推奨する著作権帰属パターン

[状況に応じた最適な帰属形態とその理由]

3. 契約条項案

[具体的な条項文の提案（27 条・28 条の権利を含む）]

4. 著作者人格権の処理

[不行使特約の必要性と条項案]

5. 既存著作物のリスクと対策

[第三者権利侵害のリスクと保証条項]

6. 実務上の注意点

[運用上の留意事項とトラブル防止策]

## 💡 3. 入力例

### 入力例（コピーして使用）

契約類型：業務委託契約

当事者の立場：自社が発注者

制作物の種類：Web アプリケーション（EC サイト）

制作者の属性：外部法人（システム開発会社）

既存著作物の利用：あり（オープンソースライセンス、商用フォント、ストックフォト）

特殊な要件：将来の改修は別業者に依頼する可能性あり、二次利用（他事業への転用）を検討

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

## ◆ 4. 出力例（期待される結果）

### 出力例（AI による実際の生成結果）

#### 1. 職務著作の該当性判断

本件は外部法人への業務委託のため、職務著作（著作権法 15 条）は適用されません。

- ・法人等の発意：X（受託者の従業員による制作）
- ・業務従事者：X（外部業者であり雇用関係なし）

→ 原始的に受託者に著作権が発生するため、契約による権利処理が必須

#### 2. 推奨する著作権帰属パターン

##### 【推奨】新規開発部分は発注者帰属 + 既存部分は受託者留保

理由：

- ・将来の改修を別業者に依頼する際の自由度確保
- ・受託者の汎用モジュール・フレームワークの再利用を阻害しない
- ・オープンソースライセンスとの整合性維持

#### 3. 契約条項案

##### 第〇条（著作権の帰属）

1. 本業務により新たに作成された成果物（以下「本件成果物」）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、受託者が発注者に成果物を納入し、発注者が委託料を完済した時点で、受託者から発注者に移転する。

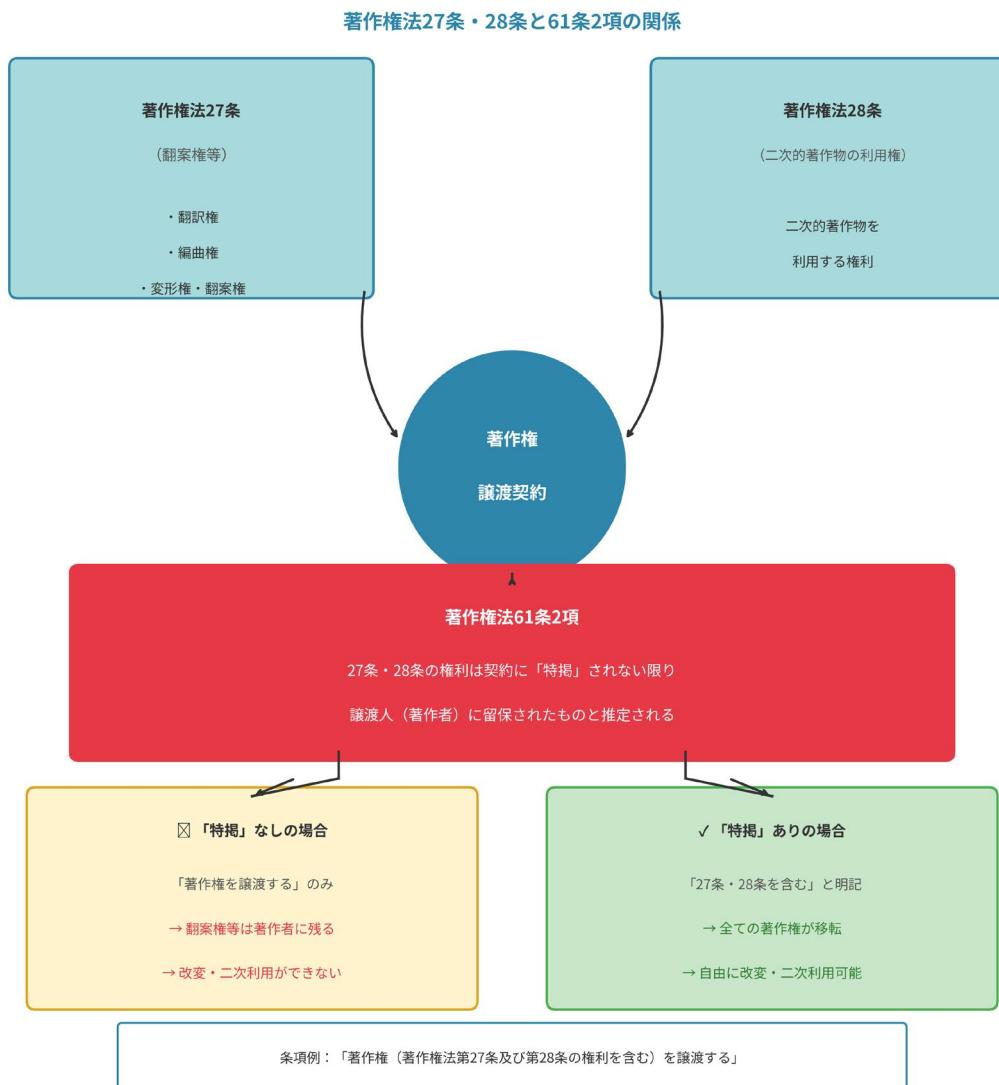
2. 前項にかかわらず、本件成果物に含まれる受託者が従前から保有していた著作物及び

汎用的に利用可能なプログラム・モジュール（以下「受託者保有著作物」）の著作権は受託者に留保される。

3. 発注者は、本件成果物の利用に必要な範囲で、受託者保有著作物を無償で利用できる。

※実際のAI出力では、著作者人格権、既存著作物、実務上の注意点まで詳細に生成されます

図2: 著作権法27条・28条と61条2項の関係



## ⌚ 5. カスタマイズのポイント

### 自社向けに調整する場合

- 著作権帰属のデフォルト設定：自社が通常採用する帰属パターンを基準に

- ・オープンソースポリシー：自社の OSS 利用ガイドラインに準拠
- ・人格権処理の標準：業界慣行や過去の紛争事例を踏まえた条項設計
- ・既存 IP 管理：社内の知的財産管理システムとの連携を考慮

## 業種別の注意点

業種	特記事項
IT・ソフトウェア	ソースコードの著作権、OSS ライセンスとの整合性、API 仕様書の扱い
広告・デザイン	意匠権との関係、キャラクター著作権、広告素材の二次利用範囲
出版・メディア	執筆者との権利関係、翻訳権・翻案権、電子書籍化権の処理
製造業	CAD データ・設計図の著作物性、技術ノウハウとの区別、職務発明との関係

図 3: 業種別 著作権処理の特記事項

業種別 著作権処理の特記事項

業種	特記事項
IT・ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソースコードの著作権処理</li> <li>・OSSライセンスとの整合性確認</li> <li>・API仕様書の著作物性判断</li> </ul>
広告・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠権との権利関係整理</li> <li>・キャラクター著作権の帰属</li> <li>・広告素材の二次利用範囲</li> </ul>
出版・メディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆者との権利関係</li> <li>・翻訳権・翻案権の処理</li> <li>・電子書籍化権の明確化</li> </ul>
製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CADデータ・設計図の著作物性</li> <li>・技術ノウハウとの区別</li> <li>・職務発明との権利関係</li> </ul>

※ ポイント：業種特有の慣行や法的論点を踏まえた条項設計が重要  
特にOSSライセンスやAI生成物など、新しい論点にも注意が必要

図 4: 著作権帰属パターンの比較

### 著作権帰属パターンの比較



## ？ 6. よくある質問

### Q1: 著作権法 27 条・28 条を明記しないとどうなりますか？

**A:** 著作権法 61 条 2 項により、27 条（翻案権等）・28 条（二次的著作物の利用権）の権利は、契約に「特掲」されない限り譲渡されません。つまり、単に「著作権を譲渡する」と記載しても、改変・翻案する権利は元の著作者に残ります。ソフトウェアのバージョンアップ、デザインの修正、コンテンツの二次利用などが自由にできなくなる重大なリスクがあります。

### Q2: 著作者人格権の不行使特約は有効ですか？

**A:** 判例上、契約自由の原則により原則として有効とされています（東京地裁平成13年7月2日判決等）。ただし、著作者の名誉・声望を害する改変は、不行使特約があっても同一性保持権侵害となる可能性があります。実務上は「発注者が行う通常の利用に関して人格権を行使しない」という限定的な表現が推奨されます。

### Q3: AIが生成したコードやデザインの著作権はどうなりますか？

**A:** 2025年現在、AIが完全自動生成した成果物には著作権が発生しないという見解が有力です（文化庁「AIと著作権」）。ただし、人間が創意的に関与（プロンプト作成、選択、加工等）した場合は著作物となり得ます。契約では「AI利用の有無にかかわらず成果物の権利は発注者に帰属」と明記し、受託者にAI利用時の学習データの適法性保証を求めることが重要です。

## ⑥ 7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- 1-02. 業務委託契約書作成支援 - 著作権条項を含む契約書全体の作成
- 1-13. 知的財産権条項の検討 - 特許・商標を含む知財全般の条項設計
- 1-04. ライセンス契約書作成補助 - 著作権ライセンスの詳細条件設定
- 6-01. 職務発明規程の作成 - 従業員の創作物に関する社内ルール
- 8-07. 生成AI調達時のベンダーDDチェックリスト - AI生成物の権利処理

## △ 8. 重要な注意事項

### 法的効力に関する免責

本プロンプトによるAI出力は、法的助言ではありません。

実際の契約締結にあたっては、必ず以下を実施してください：

1. 生成された内容の法的妥当性を人間が検証
2. 自社の法務部門による確認・承認
3. 重要な契約は弁護士による最終確認

### データ保護とセキュリティ

- 実際の契約内容や機密情報は入力しない
- 個人情報・企業名は仮名または伏字を使用
- 生成されたデータは適切に管理・削除

## 弁護士法第72条の遵守

本プロンプトは法務業務の「支援ツール」であり、法律事務の代行ではありません。  
最終的な法的判断は、必ず有資格者（弁護士・弁理士）が行ってください。